平成２３年（フ）第３７４号
愛媛県松山市三町２丁目８　三町団地２―224、住民票上の住所愛媛県松山市和泉南３丁目２番19号
債務者　吉村　町江
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７６号
鹿児島県大島郡宇検村大字平田163番地、旧住所鹿児島県奄美市名瀬春日町８番24号　益村ビル102号
債務者　倉本　喜夫
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第７７号
鹿児島県大島郡宇検村大字平田163番地、旧住所鹿児島県奄美市名瀬春日町８番24号　益村ビル102号
債務者　倉本さおり（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第２４１号
兵庫県明石市和坂12番地の２　山崎ビル502、前住所兵庫県明石市鳥羽1683番地　シャーメゾン西明石ⅡＦ102
債務者　マル憲こと　二見憲太郎
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
神戸市西区竹の台２丁目１番地の55
債務者　筴　　裕一
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
兵庫県明石市松の内１丁目１番地の27　パル西明石303号
債務者　斧木香代子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
兵庫県揖保郡太子町糸井50番地１
債務者　深山真理子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１５２号
福島県いわき市小名浜岡小名１丁目７－８　サンプラザＣ101号、住民票上の住所福島県いわき市四倉町字鬼越247番地の16
債務者　大谷　香織
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７１０号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目５番６―302号
債務者　兵頭　良子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７４４号
北九州市八幡西区陣山２丁目２番10―301号
債務者　村上　宏之
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７７１号
北九州市門司区吉志１丁目33番１―302号
債務者　出水　政行
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７７５号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘１番３―109号
債務者　渡邉　大志
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８２０号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目６番15号
債務者　吉田　延男
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８２１号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目６番15号
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５５号
長崎県島原市南崩山町丁2420番地５
債務者　茂　　良子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
長崎県島原市城内２丁目1225番地５　芝田アパート101
債務者　矢川幸一郎
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿屋市笠之原町５番32号
債務者　髙田　千秋
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係